

平成29年第3回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

平成29年8月30日（水曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	堀部好秀	3番	鏑本規之
4番	黒田芳弘	5番	舩渡洋子
6番	白井悦子	7番	高田文一
10番	道下和茂	11番	中村重光
12番	村瀬明義	13番	若原敏郎
14番	瀬川治男	15番	後藤壽太郎
16番	上谷政明	17番	大西徳三郎
18番	鵜飼静雄		

欠席議員（1名）

2番 江崎達己

欠員（2名）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	石川博紀
教育長	川治秀輝	総務部長	畑中和徳
企画部長	大野一彦	市民環境部長	森寛
健康福祉部長	久富和浩	産業建設部長	青木幹根
林政部長兼 根尾総合支所長	蜂矢嘉徳	上下水道部長	三浦剛
教育委員会 事務局長	溝口信司	会計管理者兼 会計課長	小野島広人

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	坪内重正	議会書記	杉山昭彦
議会書記	鈴木友理香		

開議の宣告

○議長（上谷政明君）

おはようございます。

議席番号2番 江崎達己君より欠席届が提出されておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

撮影の許可について申し上げます。

議会中継及び議会だより編集のため、議場内において一般質問の場面を放送関係者職員及び議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上谷政明君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号17番 大西徳三郎君と18番 鵜飼静雄君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（上谷政明君）

日程第2、一般質問を行います。

1番 堀部好秀君の発言の申し出がありますので許します。

1番 堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

おはようございます。

前回、6月の議会のときに本巢市のPR動画について質問させていただきましたし、きのうの質問答弁の中で企画部長からも案内がありましたけど、先日アップされましたPR動画の新作、私も拝見させていただきましたけど、発想が斬新で本当に素晴らしいできだというふうに思っております。あれを職員の方が自分たちで考えて、費用もかけずにつくったということで、職員の方々の感性の豊かさ、またポテンシャルの高さというのは本当に高いものがあるなあというふうに思っております。

また、ユーチューブでも本巢市の公式チャンネルが、以前は「本巢市」と検索すると24番目にたしか表示されておったんですけど、今はトップに表示されるようになりまして、そちらのほうも対応していただいております。ますます市のPRが効果的にできることを期待して、一般質問、通告に従って入らせていただきます。

1つ目の小・中学校の二学期制導入について質問させていただきます。

きのうも、先輩議員が中学校の二学期制について質問されましたけど、私からもお聞きしたいと思います。

本巢市では、平成28年4月から市内の全中学校で二学期制が採用されました。その理由は、三学期制から二学期制にすることで期末の先生の事務仕事量を減らす、そうして先生の負担を減らす、また先生に時間的な余裕ができて生徒と向き合う時間がふえる、また生徒さんにとっても年間のテストが期末の3回が、二学期制になると中間・期末の年4回になって、出題範囲が狭まって密度の濃い勉強ができる、そういうことを目的というか効果があるとされ二学期制に移行されたわけですけど、まだ試行されて1年半しかたっておりませんが、効果が今のところどのようにあらわれているのかお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

昨年度より導入している中学校の二学期制の効果について、4点にまとめてお答えをします。

まず1点目は、中学生の生活のリズムをすっきりさせることができたことです。

二学期制の導入前は、成績や評価は三学期制をとりながらも、生徒会活動や係活動などは1年間を前期と後期に分けて組織運営をしており、生徒たちの生活も行事もそれに準じて仕組んでいました。二学期制の導入により学校の二重構造を解消でき、テストや成績、通知表なども今までの生活リズムに合致したものとなり、学校生活の仕組みが安定したことが成果の1つ目として上げられます。

2点目は、学習に向かう姿勢や、確かな学力の育成に手応えを感じていることです。

定期テストとして前期・後期にそれぞれ中間・期末テストを実施することで、以前3回であったテストが年間4回になり、今までより短いスパンで勉強に向かえること、また夏休みや冬休みをテストに向けた勉強期間として取り組めることで、勉強時間も増加する傾向にあります。

3点目は、子どもたちの評価が前期と後期の2回となり、三学期制の3学期のような評価期間が極端に短い学期もなくなりました。評価までの取り組み期間が長くなることで、評価の妥当性や学習の連続性が高まりました。

4点目は、教師が生徒と向き合える時間がふえたことです。

教師にとっても、夏休み前や冬休み前の成績業務などの慌ただしさが緩和され、子どもに寄り添ったきめ細かい指導ができるようになっていきます。特に、夏休み前の中体連夏季大会に向けた部活動指導や個別懇談の準備は、ゆとりを持って行えるようになってきています。

いずれにいたしましても、制度改正はいかなるときも初めから劇的によくなるというものではありません。大切なことは、学校も生徒も保護者も全てが主体者となってよりよいものをつくり上げること、そしてそれをきちんと共有し発信することです。二学期制についても校長が責任を持って

より効果の高い工夫をし実施していく内容ですので、各学校の教育課程編成を見守り支援していき
たいと考えています。

〔1番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

ありがとうございました。中学校ではおおむねいい効果が出ているということで、そういうこと
ならば先生方の負担を減らすためにも小学校にも導入したらどうかなあというふうにも思います。
小学校の先生も多忙で残業が多いと、この議会でもたびたび問題視されていますし、そもそも小学
校には期末テストもないと思っております。

基本的に、今教育長もおっしゃいましたけど、二学期制にするか三学期制にするかは各学校の校
長先生による判断というふう聞いておりますけど、小学校の二期制導入について考えがあればお
聞きしたいと思います。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

では、小学校への導入についてお答えをします。

小学校の二学期制についても、中学校が二学期制を導入した時点から小学校長会において検討を
重ねてきたところです。小学校長会と導き出した結論からお答えをしますと、中学校での成果を踏
まえ、小学校においても二学期制導入に向け動きを進めていきたいという相談がありましたので、
教育委員会においても承認をしていきたいというふうに考えております。ただし、三学期制のよさ
を生かした二学期制にしていく工夫を行います。

小学校における二学期制の最大のデメリットは、夏休みなどの長期休業が学期の区切りとなっ
ていた三学期制に比べて生活の切りかえをしにくいこと、そして通知表を渡す回数が3回から2回に
減ることで、保護者や子どもたちの不安があることにあります。これを解消する、いわば本巢市型
の二学期制でなければならないというふうに考えています。

本巢市型の二学期制は、今までの三学期制の1年間の生活のリズムを大切にするために、夏休み
前、冬休み前には今までどおり学習面と生活面を評価し、個人懇談を位置づけ、休み前にきちっ
とした節目をつくります。この懇談で活躍するのが、本巢市で予算化をしている校務支援システム
となります。また、以前から取り組んでいるQ—U調査です。懇談時には、学習面についてはこの
校務支援システムで作成されるレーダーチャートを用いた観点別個人診断票、生活面ではQ—U調
査からの楽しい学校生活を送るためのアンケート結果を活用し、休み前の学習と生活の頑張りや課
題を明確にして、目標を持った長期休暇、夏休み、冬休みを過ごせるようにしていきます。

また、これにより子どもの学習面や生活面の評価が通知表を含めて2種類の方法で行われ、評価

の場面が合計で年間3回から4回になります。評価の場面が4回になることで子どもたちの短期目標が明確になり、短いスパンでの目標達成、自己実現の喜びも味わえる機会も多くなりそうです。

さらに、中学校の二学期制との整合性が図られることによって、小・中一貫した教育、小・中学校の教育課程上の連携がより可能になるとも考えられます。中学校同様、委員会活動を初め児童会の前期・後期システムに現在の学級組織づくりを合わせられるという利点もあります。

そのほか、始業式等における行事の削減による授業時数の増加で、新学習指導要領の全面实施が必要となる中学年以上の年間35時間の授業時数増にも一部対応できます。そして何より、夏休み前や冬休み前に教職員が中学校同様子どもと向き合う時間とゆとりができることから、学習補充や自由研究、具体的な活動内容やその計画立案などへの個別指導をより一層充実させることが可能になります。

実施後には、中学校の二学期制と同様に継続的に見直しを行い、子どもたちにとって生き抜く力を身につけていくためのよりよい仕組みになるよう見届け、改善を行ってまいりたいというふうに考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

ありがとうございました。小学校においても前向きに取り組まれるということで、私、個人的には通知表をもらう回数は少ないほうがいいなあというふうには思っておりますけど、学校や家庭、先生や生徒さんにとっていい効果が出るようなら積極的に取り組んでもらえればいいというふうに思います。

ただ、ちょっと懸念していることは、いろんな行事が三学期制のまま行われているということちょっと心配しております。今、中学校の二学期制を行っているのが公立で23%ちょっと、小学校が21%ちょっとというふうに、ちょっと調べたら載っていたんですけど、周りの学校と例えば歩調を合わせるときに、三学期制の学校が多いと思いますんで、そういう行事のすり合わせがちょっと必要なあというふうにも思っておりますし、昨年、糸貫中学校の体育大会を見学させていただきましたんですけど、天候も少し悪くて全体のスケジュールを急いだこともあったんですけど、何となく準備不足かなあというふうに思いました。そのせいかどうかはわかりませんが、ことしの糸貫中学校の卒業式のときに校長先生からも卒業生からも体育大会の話は一切出ませんでした。まあ在校生からは贈る言葉で少し体育大会に触れられたんですけど、先生からも卒業生からも体育大会の話が出なかったというのは、私はちょっと気になりました。

夏休みが終わって、今8月の終わりぐらいからもう学校が始まるんですかね。そうしますと体育大会が去年は17日、ことしは今案内をもらっているんですけど16日に行われるということで、9月の末には期末試験もありますし、その試験勉強ともしかしたら体育大会の練習が重なって、試験勉強に重きを置いて体育大会の練習が思ったようにできなかった、そういうこともあるのかなあとい

うことも思っております。

ただ、きのう教育長さんが答弁の中でおっしゃられたように、中体連に向けて部活が効率よくできたということも、まあそれも二学期制のいい効果だと思っておりますし、いろんな行事のスケジュール、小学校も中学校も含めてそれも見直しながら二期制のほうを進めていてもらいたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それでは続きまして、2番目の2025年介護問題について質問させていただきます。

今月の3日、4日と介護についての研修を1泊2日で大津のほうで受けてまいりました。北は北海道から南は沖縄まで、本当に文字どおり日本全国から市町村議員280人が一堂に会して研修を受けたわけですけど、皆さん介護への問題意識が高いなあというふうに思っております。

多分、この9月議会では日本中のあちこちの市町村議会で質問があると思えますけど、本巢市は選挙の関係で8月に議会が始まっておりますので、多分研修を受けた議員さんの中では私が一番先に質問していると思っておりますけど、研修で学んだこと、思ったことより質問をさせていただきます。

現在、介護が必要とされる人のうち75歳以上が9割以上を占めているということより、いわゆる前回の団塊の世代が75歳以上となる2025年からは介護される人がふえ、各自治体の介護費用が重く負担になるということが懸念されています。2025年介護問題に関しまして以前にも先輩議員からも質問がありましたけど、特に認知症に関しまして、予防や発症をおくらせることが期待できるとされていることから、早い時期から自治体行政が取り組むべき課題というふうにされております。

予防や発症をおくらせるには、知識を得たり、軽い運動をしたり、人と話したり、そういうことが効果があるというふうに講義を受けてまいりました。また将来認知症にかかるかどうかの、そういう診断もあるということを知ってまいりましたが、結構な費用がかかり、その費用をかけてもなる人はなるし、その疑われる結果が出てもならん人はならないし、そんなことに費用をかけるよりも対象年齢全員に対していろんな施策をしたほうが良いというふうに講師の方がおっしゃっておられました。2025年まではあと8年となっておりますけど、本巢市ではどのような対策を行っているか、またどのような計画があるのかお聞きします。よろしくをお願いします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 久富和浩君。

○健康福祉部長（久富和浩君）

それでは、本市の認知症予防対策につきましてお答えをさせていただきます。

国の認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランでは、認知症の方は2012年では462万人、約7人に1人ですが、団塊の世代が75歳以上になる2025年には約700万人、約5人に1人が認知症になると言われております。新オレンジプランでは認知症の方の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すと言われております。

現在、本巢市における65歳以上の人口は9,900人で高齢化率が28%となっており、今後も高齢者がふえ続けることから認知症対策事業を進めているところであります。

これまでの取り組み状況でございますが、まず市民の方に認知症というものを理解していただくために介護予防サポーター養成講座を実施し、認知症の基礎知識及び認知症の方の接し方などを学んでいただき、これまで約120人の方が受講されましたほか、認知機能を向上させる運動やレクリエーションを楽しんでいただいております脳いきいき教室を市内の特別養護老人ホーム3カ所で週1回行い、年間約1,000人の方が利用されるなど認知症予防に努めております。

また、認知症になる要因の一つに、高齢者の閉じこもりがあります。高齢者の閉じこもりを防止するには、積極的に社会へ出て多くの方とコミュニケーションをとることが必要であると言われております。

本市では、外出の機会と交流の場をふやすことにより、心身ともに健康で元気な高齢者がふえるよう、市内在住の65歳以上の全ての高齢者を対象に、樽見鉄道の往復券とうすずみ温泉の入浴券、300円分の食事券がセットとなった利用券を交付するシニア元気いきいき支援事業を実施しております。

また、本巢市社会福祉協議会への委託事業でございますが、閉じこもりがちな高齢者が地域での交流を深めていただくことを目的としたふれあいきいきサロンも開催をしております。

次に、昨年度から実施しております認知症カフェにつきましては、現在、本巢地域の特別養護老人ホームに1カ所、住民主体型で開催しております認知症カフェが糸貫地域と真正地域に1カ所ずつ、合計3カ所を設置し、コーヒーを飲みながら会話を楽しむ集いの場や、小物づくり、折り紙、囲碁などを楽しむ教養の場、介護予防運動教室や認知症地域支援推進員による相談を実施しております。

また、4月には本巢市地域包括支援センターに認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の方やその家族に早期診断、早期対応に向けた支援体制を整備するなど、包括的に認知症予防に努めているところでございます。

[1番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

ありがとうございました。認知症対策としていろんなことに取り組まれているというふうにお聞きしました。本巢市で行っていますシニア樽見鉄道と温泉のシニアいきいき事業につきましては、大変人気のある事業だというふうにお聞きしておりますし、認知症カフェも昨年度から行ってみえるということで、認知症カフェにつきましてはどこの市町村でも行われて、ゲームや講演、軽い運動などが行われているようですが、そこに来るような、積極的に参加してくるような人は、多分将来的に認知症にならないんじゃないかなあというふうには思っております。問題は、答弁の中にもありましたけど、認知症カフェとかそういうことに参加してこない人、そういう人をどう参加させ

るか、外出させるかということが問題だというふうに思っております。

どこの市町村の認知症カフェも参加者数は頭打ちで、また参加してくる人も固定化傾向にあるようですけど、家に閉じこもって誰とも話さない、またアンケートを出しても返答もしない、何か男性に多いというふうにもお聞きしましたが、そういう人が認知症になる確率が高いというふうに言われています。こういう人たちをまず外出させる、人と接しさせる、話をしてもらうということが課題になると思います。

本巢市内でも、認知症カフェにつきましては市内で3カ所というふうに今もお聞きしましたが、これも日時が限定されて行われています。参加しようと思っても交通手段がなかったり、また日時の都合が合わなかったりと、参加したくても条件が限られて参加できない方も見えるかもしれません。

また、認知症の予防対策というのは本当に幅広く行政でできることにも限界があって、地域のつながり、地域の見守り、こういうことが非常に重要になってくるというふうに説明をさせていただきました。

そうすると、単純に一番理想的だなあと思うのは、各自治会の公民館で認知症カフェを頻繁に行うことが一番いいんじゃないかなあというふうに思いますけど、こんなことはお世話するほうも大変ですし、また衛生上や営業の許可の問題からも難しく、地域で見守るというのも現実問題、簡単なことではないというふうに思います。

そこで次の質問に移りますが、本巢市内の喫茶店と提携して開催できないかなあというふうに思います。もともと東海地方は喫茶店が多いところでもあり、岐阜県も人口1,000人当たりの喫茶店数が全国で2位ということで、本巢市内にも数多くの喫茶店があります。今、認知症カフェが行われていない根尾地域にも喫茶店はありますし、喫茶店なら既に営業許可も持っていますし、ほぼ定休日以外は毎日営業しているというふうに思っております。

例えば喫茶店のランチタイムが終わった時間、比較的余裕のある時間帯なんかには何か特典なりサービスを設置して、まずは近くの喫茶店に自分の都合のいいときに足を運んでもらう、それから人と話をして、そんなことから始めたらどうかなあ、そんなことを例えば70歳以上、75歳以上の方を対象にできないかなあというふうに思います。

食物を食べたり飲んだりする嚙下行為というのは人と話をする行為とよく似ていて、人と話をするだけで食欲は刺激されるようです。市内の喫茶店と提携し、まず家から出すこと、そして人と話すことは認知症の予防対策に効果があるというふうに思いますが、そういうことは考えられないかお聞きします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 久富和浩君。

○健康福祉部長（久富和浩君）

現在の認知症カフェの状況でございますが、本巢地域、糸貫地域、真正地域に各1カ所設置して

おります。1回の開催で約100の方が利用されている状況であります。1杯100円のコーヒーと軽食をとりながら会話を楽しむ集いの場のほかに、イベントや教室などを開催したり、認知症相談員を配置して相談に応じるなど、市民から喜ばれるカフェを目指しております。

しかしながら、認知症カフェということで敬遠され足が遠のく方もあり、利用者が伸び悩んでいるのが現状でございます。

閉じこもりの防止や認知症を早期に発見するためには、認知症カフェの利用者をふやしていかなければならないと考えておりますが、まずは集いの場として気楽に集まれる場を提供する方法として御提案いただきました市内の喫茶店との提携につきましましては、意向を確認いたしまして御協力がいただけるようでありましたら活用する方法について検討してまいりたいと考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

ありがとうございます。検討してもらえるとということで、よろしくお願ひしたいと思います。

認知症予防には、ちゃんとした知識を得ることや軽い運動をすること、それがやっぱり大切だというふうに言われています。例えば、きのう高田議員からも紹介がありましたけど、藤枝市ではポイントが記録できる健康カードをつくっていましたが、そういうカードを作成して、正式な認知症カフェとか、講習会や研修会に参加するとポイントがもらえて、また提携している喫茶店でさらに特典なりサービスなり恩恵を受けられる、そういうシステムができないかなあというふうに思っております。

それに伴って、市内の喫茶店の売り上げがふえて、各店舗がモーニングサービスと同じようにそういうときのサービスを競ってくれば、喫茶店にとっても利用者にとってもウイン・ウインとなって、とてもいいふうになるんじゃないかなあというふうに期待しております。そしてまた、多分近い将来に本巣市も子ども食堂というものに多分取り組まれるようになるんじゃないかなあというふうに思っておりますけど、そのときにも市内の喫茶店と提携するとスムーズに運用できるのではないかなあというふうに思っておりますので、検討のほうを引き続きよろしくお願ひします。

今回の質問で、この任期の最後の質問となりますけど、最初に議員になったときに先輩議員から、1年生議員は毎回質問しろというふうにアドバイスをいただきまして、とにもかくにも4年間毎回質問をさせていただきました。中には拙い質問もあったと思いますが、市長さん初め執行部の方々には真摯に御答弁いただきありがとうございますございました。感謝を申し上げ、本日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（上谷政明君）

引き続き一般質問を行います。

3番 鏑本規之君からの申し出がありますので発言を許します。

3番 鏑本規之君。

○3番（鐔本規之君）

どうも。通告に従いまして、5点質問をさせていただきます。

議員として最後の質問になるかと思えます。議員を3期やらせていただきましたけれども、一度も休むことなくこの一般質問ができたことに、自分を褒めてやりたいなあという思いをしております。

きょうはちょっと思うところがありまして、つけているバッジも私の大先輩である白木健さんから私が市議員になったときにいただいたバッジをつけてきました。

また、後ろのほうから熱い視線を受けておりますけれども、高木先生も後ろに、きょう傍聴に来ておられます。この先生におかれましては、私が議員になったときに、自分が在籍中のときにいただいたいろんな資料、予算書等々を持ってきて、よく勉強をするようにと叱咤激励をされました。そういう先輩議員各位の熱い思いを背に受けて、そして在籍3期、一生懸命で私なりに質問をさせていただきます。今回もこの4年間の間にいろいろな質問をしてきましたけれども、明快な回答を得られないことについて改めて質問をしていきたいと思っておりますので、明快な回答をいただき、次の選挙戦に心置きなく戦えるようお願いをして、極力簡単明瞭な回答をお願いしたいと思っております。

それでは1番目として、平成27年3月に一般質問をいたしました農業委員会のことについてお問い合わせいたします。

この農業委員会においては、新しいルールのもと農業委員会のメンバーも決まりました。また、新しいメンバーのトップとして委員長として、本巢市の元市議員 杉山一郎さんが委員長に決まったというようなことを聞いております。この方たちが行う農地を宅地等にする農振除外の会議が、今も年に1度しか行われていない。届けにおけるの会合は毎月毎月やっておられるようですが、最終決定の委員会等々は年に1度ということに、農振除外の手続がおくれていく、これは本巢市にとって非常に不利益であろうというふうに思っております。そういうような思いから、前にも一般質問をしたわけなんです、2回にしてはどうかと、最低でも2回でどうだと県のほうにも働きかけ、2回にしてはどうかということを質問しましたがけれども、余りいい返事がいただけなかったので、改めて御回答、検討をお願いした、また進んでいるのかどうかということをお聞きしたいと思えます。

また、新しいルールというものは市民の方にとって、私も余り理解をよくわかりませんので御説明をしながら回答をよろしくをお願いいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

それでは、農業委員会における農振除外についてお答えをさせていただきます。

農振除外とは、市の農業振興地域整備計画を変更しまして農用地の指定を外す手続でございます。

て、農業振興地域整備計画は優良農地を保全し、おおむね10年先を見通した長期的視点に立ち、農業を振興するために策定したものでございます。

よって、計画の変更に際しましては、農業委員会、ぎふ農業協同組合、各土地改良区井水組合、本巣郡森林組合等の意見を聞きまして、本巣市農業振興地域整備促進協議会で除外の可否を審議することとしまして、審議案件を許可するには県の同意が必ず必要になっているところでございます。

現在、本市において毎年9月、10月を受け付け期間とする一般の農振除外と、例外としまして東海環状自動車道が早期に完成すること、供用開始をすることを目的にしました5月、6月を受け付け期間とする東海環状自動車道に限定した農振除外を実施して、特例を含めまして年2回の農振除外を行っております。

議員から御指摘をいただいたとおり、企業の進出及び住宅促進等をスピーディーに進めるには、年2回の農振除外手続の機会があるほうが本市の発展のためには非常にメリットが大きいと考えているところでございます。

しかしながら、国が定める農業振興地域制度に関するガイドラインには、市町村の農業振興整備計画については優良農地を保全並びに確保を図るため、おおむね10年を見通して策定することとなっておりまして、頻繁な計画の見直しはなじまないとの考えから、県より計画の変更は原則年1回とすることが望ましいとの指導を受けているところでございます。

このため、今後、農振制度の趣旨である優良農地の保全並びに確保も考慮しながら、市民のニーズも踏まえて事務処理のスピード化と申請者の負担軽減を図るために、来年度から年2回の農振除外ができるよう県との協議を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

年に2回行うように県との協議をしていくということでございます。

この件については、国のほうの新しいルールによって、農業委員のメンバー改正も行われたわけでございます。当然、国のほうの方針等々も速やかにという意向が非常に働いているというふうに私も聞いておりますし、私もそのほうがいいというふうに思っておりますので、極力早い時期、高速道路が開通する前に、一刻も早い時期に2回できるように汗をかいていただくことをお願いして、次の質問に移ります。

次の質問は、真正中学校のグラウンド南にある雑木林というのか、そのことについてお伺いをいたします。

この件については、平成26年9月以来、何度も何度も質問をし、最近では29年3月にも質問をしています。その都度少しずつではありますけれども進展をしております。この地については真正中学校ができた当初、40年近く前になるかと思うんですが、その当時からこの問題が発生しておりま

した。当時の町長さんと、地権者と言われるA氏との認識の違いから、境界線も余り定かでもなし、また市名義の土地をA氏のものだとか等々の問題があって、いろいろと協議をされたようでありますけれども今に至ってもさほど進歩がない、変化がないということで今に至っているわけでありませぬ。

約3年にわたってこの問題を一般質問してまいりました。私も中に入り、また外からいろんな意見を聞きながらこの問題について私も相当努力をしてきたわけでありませぬけれども、結果として裁判所の調停という形になり、ようよう境界線と、A氏と、また市名義の土地との境界線がきちんと決まりました。ようよう進むかなあという思いをしておりませぬけれども、今補正予算の中において、その造成をするなりの予算等が組み込まれていませんでした。

そういうこともありましたので、今後のこの真正中学校の雑木林の問題について、今後どのように進めていくのかお尋ねをいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 溝口信司君。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

真正中学校グラウンド南の雑木林につきましてお答えをさせていただきます。

本件につきましては、3月議会におきましても答弁をさせていただきましたが、問題解決のため調停官を介しまして計5回の調停を重ねてまいりましたが、残念ながら結果は不調となっております。

御質問の今後の対応につきましては、市が所有権を有します土地につきまして整備をしていくということで、6月議会でございますが補正予算をお認めいただきまして、本土地の整備に係ります測量設計費を計上させていただきます、現在業務を進めているところでございます。

また、整備工事につきましては、来年度の当初予算に計上させていただき、早い時期にグラウンド整備を計画してまいりたいと考えております。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

3年にわたって質問をしてきました。ようよう来年の4月の予算に、工事に対する予算が組み込まれるというふうな御回答をいただきまして、感謝する次第でございます。

市長におかれましては、きちんと予算を組むようお願いをして次の質問に移ります。

今回も、先輩議員も質問をしておられました食物アレルギーの問題についてお伺いをいたします。私も、さきの一般質問等々で学校給食、幼稚園の給食等々について質問をしてきました。その中の教育長さんからの回答の中に、きめ細かな対応ということを述べられておられました。

そういうことを含めて、今回、給食に対する食物アレルギーの対策が今予算に組み込まれてきた

んだらうというふうに思っております。非常にありがたいことだなあと思っております。一般質問等々を通して提言・提案したことが、一つ一つ前に進んでいくことは議員にとって非常にありがたいことでもあります。

そういう中で、今予算に組み込まれておりますけれども、どういう方法、どういう過程において卵等々に対するアレルギーの対策が練られていくのか、その1点をお伺いすること、それからもう一点は、今回の予算には中学校・小学校の学校給食ということが述べられておりますけれども、幼稚園児に対してはどのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

食物アレルギー対応給食の実施についてお答えをします。

現在、本巢市においては食物アレルギーを有する子どもたちは、家庭から持参する代替給食で対応しています。食物アレルギーを有する子どもたちは、全国的にも本市においても増加傾向にあり、学校給食の趣旨からすると、食物アレルギーを有する子どもたちにも給食を提供し、皆と同じように安全にかつ楽しみながら食べられるようにしていくべきであり、本年度1月から鶏卵除去によるアレルギー対応給食を実施していく準備を進めています。

具体的には、例えばかき玉汁をすまし汁に、親子丼を鳥肉とタマネギの煮物丼に、マヨネーズ味の野菜サラダをマヨネーズを抜いた塩味のサラダにというような対応をしていきます。

しかしながら、アレルギー対応給食は過去、平成24年に東京都の公立小学校で起きた食物アレルギーによる死亡事故のように、一つ間違うと命にかかわることから、その提供については関係機関、各学校、関係職員らが共通理解をした上で、慎重に進める必要があります。ですから、実施に向けての準備は段階を経て組織的に進めてまいります。

まず、6月に本巢市アレルギー対応検討委員会を立ち上げ、基本方針や配慮事項、実施までの見直しなどをつくり上げました。

7月には、全保護者を対象にアレルギー対応給食の実施の説明及び希望調査を行い、9月半ばまでに希望する保護者と個別懇談を実施していきます。その際には管理職、養護教諭、栄養教諭、担任が同席します。またここには、主治医によって記載された学校生活管理指導票の提出が必要になります。

このような段取りを経て、10月に鶏卵除去によるアレルギー対応給食の提供者を決定していきます。各学校で食物アレルギー対応給食を実施するに当たっては、校長のリーダーシップのもと、対応給食を管理する栄養教諭、それを調理する調理員、学校内で配缶を行う校務員、最終確認し喫食前後を見届ける学級担任、毎日の健康管理と事故対応に当たる養護教諭など、多くの関係者の役割の明確化と実施体制の確立のもとでの運用が必須となります。また、食物アレルギーを有する本人自身の十分な理解と対応食の確実な受け取り、管理、そして学級の仲間の理解と見守りも重要な

ります。

今後、関係職員への説明や対応の実施要項に基づいた全小・中学校における研修、もしものアナフィラキシーショック発生時の対応研修などを重ねて、万全を期して1月からの食物アレルギー対応給食を実施していきたいと考えております。

○議長（上谷政明君）

幼稚園児に対するアレルギー対策の質問に対する答弁を、健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 久富和浩君。

○健康福祉部長（久富和浩君）

幼稚園児の食物アレルギー対策につきましては、入園式の折に全園児の保護者に対し調査を実施し、どのような食物アレルギーがあるのか、その原因食物への対応について把握に努めております。また、医療機関の診断書をもとに幼稚園と保護者との間で話し合いを持ち、情報の共有化をしているところであります。

食物アレルギーのある園児への給食の提供につきましては、トレーを別にし原因食品を除去するだけでよい園児につきましては、保育士・教諭が除去を行い提供しております。また、原因食品が入っている料理を食べてはいけない場合には、事前の保護者との話し合いにより代替食の持参をしていただくなどの対応をしております。

また、幼稚園において食物アレルギーのある園児に対し細心の注意を払うため、園児の名前とともにクラスの部屋と職員室に原因となる食物の情報を備えつけ、職員間において情報共有を図っておりますほか、年度当初には、アレルギー対応に関し誤食の防止に向けた危機管理意識の徹底と、万一症状が出た場合の速やかな対応について講習会を行うなどの対策を行っております。

幼稚園における食物アレルギー対応給食の提供につきましては、学校給食センターの施設内におきまして幼稚園用のアレルギー対応給食のラインを新たに整備することが難しいことや、食物アレルギー対応給食が提供できる体制がとれていないことなどから、食物アレルギーの対応につきましては、現時点におきましてはこれまでどおりの対応で給食の提供を行ってまいります。

[3番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

このアレルギーの問題は、卵だけでなくいろんなものであるように伺っております。

私は、おかげさまで何を食べても中毒にならないという健康体でございますけれども、アレルギーのある方にとってみれば生死にかかわる問題だというふうに聞いております。

今回も、学校給食の中でそういう対応をすることにおいては、まず間違いはないであろうという思いをしておりますけれども、よその話を聞きますと、そばを打ったまないたというのかな、伸ばす台の、練る台の上でそばを打って、それで終わった後にきれいに拭いて手当てをした後に、このときうどんをやったと。それで、そばアレルギーの方はそのことも知りませんし店の人もそんなに

意識がなかった、うどんを頼んだところそばアレルギーが出て大騒ぎになったという事例もあります。スプーン一つを、卵のところから卵のないところに移してかきまぜることによってでもアレルギーが出るというようなことを聞いております。そういうようなことから慎重に対応することが非常に大事であろうと思っております。

学校給食においては、もう一つは食物に対する、材料においても、口の悪い私と同様の口の悪い人に言わせれば、学校給食は毒であるというようなことを堂々と私のところに言ってくる人もおられます。内容については余り詳しくなくそういうことを言われるかと思っておりますけれども、今回、最後の私の質問と議員としての最後の質問ですので、少しはしよるかもしれませんけれども、材料の選定についてはどのようにして行われているのか、また幼稚園の給食においてそういうアレルギーについては、対応ができないというふうに言っておられますけれども、今後は少しでもそういう方向、できる範疇内でも結構です、そういうことを推し進めることによって、小さいときから、幼稚園のときからこういうものを食べるとこの子はこういうことになるんですよと、この子はこういう症状が出るんですよということを、知らないうちに幼児たちに知らせることによって、食物のアレルギーに対する差別、いじめ等がなくなるのではないかなあという思いをしておりますので、改めてお伺いをいたします。

○議長（上谷政明君）

学校給食の問題についての答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

学校給食につきましては、まず栄養教諭たちが中心になって献立を作成します。その献立に基づいて献立作成委員会という委員会を毎月行って、そして献立が決定されると。献立が決定されますと、今度はその食材、材料をどうするかということになり、物資選定委員会という委員会も立ち上げておまして、その中でどの食材を選ぶかということで食材を決定していくということでございます。

それに当たって、今、本巢市のセンターでは地産地消、地場産物をできるだけ多く使うということで、特に野菜や果物などは本巢市産のものを多く使っているという状況でございます。

○議長（上谷政明君）

幼稚園の給食に対しての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 久富和浩君。

○健康福祉部長（久富和浩君）

食物アレルギーの対応で大切なことは、食物アレルギーを有する本人が食べてもよいものかどうかを判断し、安全に食事をするができることとあります。園児におきましては、本人がアレルギーを抱えているという自覚がないため、自分自身の力で防ぐことが非常に難しい状況にあります。そのため、先ほど述べさせていただきましたように、園においてアレルギーの原因食品の除去等を保育士、幼稚園教諭で行うことや、事前に保護者との話し合いにより代替食の持参をしていただく

などの対応が、現時点ではベストではないかと考えております。

また、低年齢であるほどアレルギーの抵抗力が低く多種多様であるため、その全てに対応することは非常に難しい状況にあります。アレルギーを抱える園児への給食対応につきましては、今後、他市町の状況を踏まえながら検討をしてみたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

学校給食においては、関係各位の人たちの努力によって、もう何とかという形で一生懸命で料理もしておられる、少しでもいいものをとということではおられますけれども、父兄の中にはそういうことがなかなか理解してもらえないという残念なこともあります。

また、この場をおかりすることになるけれども、給食費が払えるのに給食費を払わない父兄の方も多々あると聞いております。そういう人たちが払わないと給食費の材料費がだんだん少なくなって、そういうことによって本来なら200円のできる、1人200円分の料理が180円の材料で行わなければいけないことになってしまう、そういうようなことも聞いております。

給食に関してはお金のかかることであります。また、余り補助金を出すわけにはいかない部門であります。学校に通う生徒さんのためにも、父兄の方は給食費等全額未払いのないようにお願いをして、次の質問に移ります。

次の質問は、本巢市が合併する当初から合併協議会等々で語られてきた問題についてであります。

これは庁舎を統合するという、合併協議会の中では結論は出ませんでしたけれども、新しい議会になった折において、市になった折において早急に検討をしていくというようなことで、新しい本巢市の議員に託されてきました。

12年以上がたつわけでありまして、今に至るもこの庁舎の統合については結論が出ておりません。今回も先輩議員、またいろんな人たちからの提言等々で、この場においてでも何度も何度も一般質問がなされておりますけれども、市長におかれましてはのらりくらりか、くらのらりかよくわかりませんが、明快な回答が得られておりません。

当然、4つの市長村が合併したことによりまして、その地域地域の思惑、思いがある。それを一つにまとめることは非常に困難なことはよくわかっております。けれども、誰かがどこかで結論を出さなければいけない、この勇気ある決断をいつどこで誰がするかというだと思っております。

今の藤原市政は、非常に市民にとっては人気がございます。その人気のあるうちにやらなければ、人気の悪い市長になったときにはどうなるかということになるかと思っておりますので、今人気絶頂の市長のときに、勇気ある決断を求めたいと思っております。

市長の答弁の中においても、先輩議員、また私の一般質問等々における答弁においても、今の分庁舎方式についてはいろいろと問題がある旨の発言をされております。問題があるならすぐ解決するのが勇気ある行動だと思っております。

合併のときに合併協議会で決められたことでまだまだ実行されていないことが、もう一つか二つあるように思っております。地域のイベントを5年以内に一つにまとめてやると、大きなイベントにするというようなことも提言の中に入っていたかというふう聞いておりますけれども、今回私の一般質問の中で、庁舎の統合についてということで今回は質問をさせてもらっておるわけなんですけれども、きょうの新聞にも、合併特例債の5年間の延長等々ということが、全国で百数十市町が野田聖子先生のところに陳情したというようなことが新聞に載っておりました。それよりも先立つ大分前に、うちの市長さんは延長を求めに東京までは参じたというふう聞いております。この延長は、そういう陳情をすることが非常にありがたいことなんですけれども、陳情しなければいけないということは、あと2年そこそこでこの合併特例債が使われなくなる可能性があるということの裏表だと思っております。

今回、5年延長できればそれは非常にありがたいことでありますけれども、延長できない危険性もある中において、何らかの形でこの合併特例債を有効に使うためにも、庁舎の統合、そういうものを打ち出し、何年の何月までに完成するという希望でも結構でございますので、ありましたらお尋ねをいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問に対する答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、庁舎統合についての御質問にお答え申し上げたいと思います。

庁舎統合についての今の各議員から、昨年、そしてまた第2回の定例会、それぞれ御質問いただいたということでもございます。

本年の第2回の定例会のときに大西議員から御質問いただいてお答えしていることが、いわば最新の状況の御報告となっておりますのでございます。その中では、現在の分庁体制における課題等の説明をさせていただきました。また、統合庁舎の場所や方法につきましては、市民の皆さんにとって非常に重要な問題であるというふうに、また認識しておるということも申し上げた。そして、本年度、庁舎統合の検討有識者会議というものを立ち上げて、庁舎統合のあり方について専門的な見地から御意見いただいた後、市として結論を得てまいりたいということ、この第2回の定例会において答弁させていただいたところでございます。

また、先ほど鏗本議員のほうからお話ございましたように、こうした庁舎の統合等に当たりましては、財源の問題というのが大変大きくかかわってくるわけでございます。そうした中で、かねてより合併特例債の延長というのを国会議員等々に上京するたびに要望させていただいて、特にマツモト先生にも一緒に同行いただいて、毎年のように要望させてきていただいております。そういった中で、今回岐阜市長とも相談をいたしまして、9県の11市の首長が発起人ということで、私も中に入りまして、発起人ということで第1回に8月8日に1回目をやらせていただいたと。

その後、我々だけの問題ではないということで、全国の市町村も大いに関係ある問題だというこ

とで働きかけをさせていただきましたところ、先ほど御質問の中にもありましたように、岐阜市を初めといたしました36府県145の市町村の首長で構成する合併特例債の再延長を求める首長会という名前で、昨日8月29日に総務大臣に要望させていただいたところでございます。

この中では、合併特例債の適用期間を5年延長すると。また、合併特例債が延長できなければ、その特例債をそのまま同じように何か形を変えてでもいいから有効活用できるような、そういう方を講じていただいて、実質特例債の5年延長、それと同じようになるような、そういう財政の措置をお願いしたいということで要望させていただきました。

この36府県145市町村の気持ちは同じでございます、これからもまだまだ引き続きこの延長についてまた働きかけていきたいなというふうに思っております。

さて、そうした中で庁舎統合でございますけれども、御質問の中にもありましたし今までの中でもいろいろと御質問の中でもお答えしておりますけれども、庁舎統合に当たりましては、位置や方法、先ほど議員がおっしゃられました財源といった多くの考慮すべき課題が有するということから、かねてより慎重に進めてまいりたいと考えておまして、今年度から開催いたします庁舎統合検討有識者会議、また今年度策定予定の公共施設等再配置計画の結果、また先ほど国のほうへ要望しております庁舎整備の重要な財源となります合併特例債の延長に関する要望と、こういったものの推移等を踏まえながら、庁舎統合の時期、場所といった具体案を検討してまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、庁舎の公共施設等の再配置の計画を今年度策定予定でございます。それからまた、有識者会議の会議もございます。こういったそれぞれ大きな事業の中で、庁舎の問題というのは避けて通れる問題ではございませんので、この中でいろいろと御議論をいただきながら、早期に結論を得るような形で検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

普通ですと、このぐらいの質問をしますと大体時間がなくなってくるのが私の質問でございますけれども、今回はどういうわけか時計が進むのがゆっくりでございます。たくさん時間がありますので、この問題については市長さんとちよいとじっくりとやってみたいかなあというふうに思っております。

この庁舎合併については、今も言われたように余り明快な回答が出ていない。これはいつか誰かが本当に出さないといけない問題なんです。そして5年延びたところで、またもたもたしておれば切れてしまうという問題なんです。もっと露骨なことを言うと、誰が判断をしても批判は出るところなんです。旧本巣地域につくれば真正地域の人たちからぶうたらぶうたらが出るだろうと思うし、糸貫地域からもぶうたらぶうたらが出るだろう。糸貫につくれば、真正または本巣からぶうたらぶうたらが出るだろう、どこにつくってもぶうたらぶうたらが出るんです。ですから、そこに勇気あ

る決断が必要だと思っておるわけなんです。

私の思いとしては、2020年までに高速道路が開通するというを前提において、この本巢市の魅力をとことん発信していかなければいけない。そのためには庁舎を統合して、すばらしい庁舎とは言わないけれども、庁舎を統合してその庁舎の周りに新しいまちをつくっていくという、そういう大きな視野の中において、この本巢市のまちづくりをしていくのがしかるべきだと思っております。

県においても県庁所在地というところは、今私岐阜に来て20年になりますけれども、どうしてこんな田んぼのど真ん中みたいなところにつくったのかなあと聞いておりましたけれども、そこに勇気あってあそこに持っていったことによって、あの周りがだんだんと発展をしてきております。残念ながらその前にある、あれは21号線になるのかな、あそこが高架でずうっと大垣まで行くという、そういう計画の中であの庁舎がつくられて、直接2階に行けるよという計画の中で県の庁舎がつくられました。

そういうようなことを思えば、この本巢市も、本巢市の庁舎をどこにつくるか、言わずとわかってくるであろうと思っております。あそこなら仕方ないなあと言われる場所が、もう市長さんの頭の中にも描かれているだろうと思っております。私の中にもあります。そういうところに本巢市の新庁舎を置いて、そしてインフラ整備等々をしていくことによって、この本巢市のイメージがすごく変わるであろうと思っております。

この本巢市が、南のほうが発展することによって得られる財源、そういうものを北部のほうの発展の財源に使うべきだろうという思いが非常に私は強うございます。南のほうは余力を入れなくても、怒られるかもしれませんが、入れなくても民間の力で発展をしていきます。けれども、北部のほうにおいては行政の力をどんどんと出していかなければ、なかなか今の状況を維持することすら難しいだろうと思っております。そういう思いから、何月何日までは言わなくても結構ですけども、あと何年ごろまでには何らかの結論を出すと、そういう方向で今後進んでいくというような回答を期待しておりましたけれども、これで支持率が3%ぐらいは下がったのではないかなあというような答弁でございました。5%上げるためにも、市民の方たちに御理解のいただけるような回答を、いま一度お尋ねをいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問に対して再質問がありますので市長に再答弁を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

また再質問ということで、お答え申し上げたいと思います。

議員の気持ちは十分わかりますし、そういう方法も当然あるということは認識いたしております。ただ、先ほど来御答弁申し上げておりますように、庁舎の統合というのはやはり1人で勝手に決めるんじゃないで、やっぱりいろんな方々の御意見をお聞きしながら、そして皆さん方がここならいいだろう、そしてまたこの時期につくってもいいだろうということを御理解いただくということが

最大の問題でありまして、そういったことを踏まえてこちらの手続をしっかりと踏まえて、場所、時期を決定していきたいというのが私の気持ちでございます。

それに当たっては、今回の御質問の中ではございませんけれども、前回の、昨年の鏑本先生、またことしの大西先生にもお答え申し上げておりますように、糸貫の分庁舎のいわゆる建物の耐震と、それからやったものがいつまでもつか、大変あの庁舎が危険性があるということは認識しております、そう長く庁舎の状況からするとなかなかまともじゃない、それにあわせてやっぱり統合というようなこともあわせて考えていかなきゃならないということを、前回のときもそういったお答えをしておりますけれども、今回もそういう気持ちは変わっておりませんので、ただそういうことも、分庁舎の4つの庁舎の中、それぞれ老朽化等々もあわせて考えていきますと、そう遠くない時期に何らかの結論を出していかなきゃならないというふうに思っております。そういうことを言えば、大体今回の合併特例債の5年の延長というお話を今要望しておりますけれども、その時期の中である程度の方向が、しっかりしたものが出てくるんじゃないだろうかと、こういうふうに考えております。

いずれにいたしましても、庁舎の老朽化というのも問題がありますので、そこを解決しなきゃならないということからそう時間のある話ではないというふうに認識しておりますので、できるだけ先ほど申し上げましたように、早期に一定の結論が出るように検討してまいりたいというふうに思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

この庁舎統合についてはできるだけということでございますけれども、市長さんの在任もあと2年そこそこだと思っております。任期のあるうち、市長であるうちに勇気ある決断をお願いしておきます。私も、これでここにまた戻ってこられるという保証もありませんので、戻ってきたときにはまたとことん追及をしていくつもりでありますけれども、もし戻ってこられなかったときには先輩の議員、また後輩の議員にこの件については託しておきたいと思っております。

次に移ります。

樽見鉄道の経営状態及び今後の位置づけについてお伺いをいたします。

今議会において、樽見鉄道の経営状態等々ということで市長のほうから報告がありました。その報告の中を見ると、少し明るい兆しかなあというふうに思っておりますけれども。

この樽見鉄道は、数年前までは廃線というようなことで議論されておりました。その中において、平成23年1月にこの本巣市で初めての住民集会を開きました。樽見鉄道をどうするかということで住民集会を開いたわけでありまして、ぬくもりの里に多くの方が来ていただきまして、そこで自由な発言等々をしていただき、そして結論としては残すべきであるという声が大合唱となりました。

そういうことが知事さんの耳に入り、それで知事さんが即1月26日に定例記者会見等で、こういう鉄道またはバスについて安易に廃線等々を語らないようにというようなことで、そういう鉄道、バス等々についての協議会をつくる旨の発言をされ、その中で樽見鉄道についてもきちんと議論しなければならないというような答弁がなされました。結果として、今樽見鉄道は国・県、そして市からたくさんの補助金等々をいただいて今に至っているわけであります。

けれども、いろいろな諸問題も発生しております。樽見鉄道そのものは各駅に民間の駅長という制度をつくりまして、少しでもお金のかからないように、何とか赤字が少なく済むようにということで努力をしております。市長におかれましては、この樽見鉄道についての今後の補助金、また位置づけについてどのようにお考えかお尋ねをいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、樽見鉄道の経営状況及び今後の対応についてお答えを申し上げたいと思います。

少し長くなりますけどお話をさせていただきと思います。

樽見鉄道の経営は、少子化によります学生の減少、また道路網の整備によります鉄道離れなどによりまして厳しい経営環境の中、沿線5市町からの運営補助金、先ほど来お話しのように国・県からの設備修繕補助金、また通勤・通学の定期収入、定期外収入により運営をされてきております。

平成28年度の経営状況は、通勤・通学の定期収入の増額に加えまして、モレラ岐阜駅の利用客の増加、また1日フリー乗車券の発売、葉草列車とか運転体験講習会、また旅行社との共同企画商品の販売強化というようなことによりまして、定期外収入の増などによりまして旅客収入合計で前年度より227万9,000円の増収となったことなどによりまして、当期損益では1,249万8,000円の黒字、経常損益では8,226万7,000円のマイナスというふうになっております。

平成22年度以降では、営業努力に加えまして、一人で複数の実務がこなせる社員の育成によりまして、人件費の削減、また光熱水費の削減に取り組んだことなどによりまして、また車両更新に伴い特別損失が増加した平成27年度に2,276万1,000円の赤字となった以外は、先ほど申し上げましたような社員の皆さん方の頑張り、また人件費、光熱水費の削減というようなことをやってきたおかげで、27年度以外は全て当期損益が1,000万円前後の黒字と、そして経常損益も6,000万円から8,000万円までぐらいのマイナスで推移してきているということでございます。

今後の樽見鉄道の見通しでございますけれども、先ほどちょっとお話もございましたけれども、本巣駅以北というのを観光路線としての位置づけというのを明確にいたしました観光列車の運行とか、先ほどお話がありました市民駅長という方々との連携強化によりまして、地域密着、または利用者の意見を反映させた利用しやすい鉄道の実現ということをやっていくというふうにしておりまして、また修繕や更新費用の価格交渉、または経費の削減に引き続き取り組むということによりまして、樽見鉄道の経営の見通しとしては、平成33年度までの予測におきましては平成30年に車両更

新が1回ありますので、30年度にはちょっと若干赤字の幅が大きくなりますけれども、これを除きますと各年度とも経常損益は7,000万円台のマイナスで、そしてまた当期の損益は毎年黒字というふうに見込んでおまして、今後も現在の国・県、また関係市町の補助状況に変化がない限り、経営は存続できるというふうに当市では予測をしておるところでございます。

今後の樽見鉄道への支援につきましては、このような収支見込み状況でございますれば、沿線市町で構成いたします樽見鉄道連絡協議会の支援継続判断基準で推移するということとなります。引き続き関係市町による支援ができるものというふうに考えております。

また、今年度から県道岐阜関ヶ原線の樽見鉄道高架事業が着工されたことから、今後も引き続き支援が継続できるように、先ほど来お話がありますように、樽見鉄道からお話がありますように関係市町、沿線市町の皆さん方が補助支援ということから撤退をしないように、ぜひ引き続きやっていただけるように協議をしていく必要があるというふうに考えております。

樽見鉄道は、通勤・通学はもとより、市内・市外へ結ぶ重要な公共交通機関の一つであると認識をいたしておまして、本巣市といたしましては今後も支援が継続できるよう、もちろん経営努力を樽見鉄道にお願いをしていくということもございますけれども、そういったこともしながら沿線市町にも引き続き連携した支援をお願いしてまいりたいというふうに考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

この樽見鉄道は、本巣で初めてと言われる住民集会を行った中における結果として今あるわけなんです。

もともとはセメントを運ぶというイメージの鉄道でございました。そういう中において、住民集会等々、また市長さんたちのいろんな御支援、またそれを取り巻く関係各位の努力によって、今民間の企業、また民間の方たちの協力も得ながら、今樽見鉄道がだんだん市民鉄道、観光鉄道という形になってきていると思っております。非常にありがたいことだなあという思いをしております。

いろいろと市としても、やれることとやれないこともあるだろうと思っておりますけれども、民間企業等々に対しての御協力もお願いをしながら、観光鉄道としての位置づけを明確にして、今後、他市また他県からも多くの方にこの鉄道を利用していただいて、この魅力ある本巣市をより多くの人に知ってもらおう努力をする必要があるだろうと思っております。

今回は時間がないよと議長に言われませんので、言われないうちに終わろうと思っております。

今回の質問においては、私、いろんな先輩議員、合併協議会の委員長をやっておられた臼井茂臣先生、今は亡き先生です、市長におかれましては最初の後援会の会長というふうに伺っております、そういう人たちからも多くの提言をいただいております。そういう中で、議員のうちに一度も休むことなく一般質問ができましたことにおいては、本当に感謝をする次第であります。いろいろな私のような中学中退のような男に、何十回もの一般質問をさせる機会をつくってくれた先輩各位の議

員にお礼を言いながら、今回の一般質問を終わります。以上。

○議長（上谷政明君）

それでは、暫時休憩をします。15分ほど休憩しまして、45分から再開します。

午前10時31分 休憩

午前10時47分 再開

○議長（上谷政明君）

再開します。

引き続き一般質問を行います。

4番 黒田芳弘君の発言を許します。

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

皆さん、こんにちは。

最近、皆さんに特に頭が低くなつたとよく言われますが、こうして議員各位のお顔を拝見しておりますと、よく日に焼けた方、またそうではない方さまざまで、その事情や活躍ぶりがうかがえるわけでございます。まだまだ私のようなこの白い顔では到底ここに帰ってくることはできませんので、もう少し頑張ってみたいというふうに思っております。

冒頭に、6月定例会におきましては自身の不摂生により体調管理を怠り、皆様方には多大なる御心配、御迷惑をおかけしたことを改めておわび申し上げる次第であります。初めての入院、点滴を経験いたしまして、健康であることの大切さをつくづくと再認識したところでございます。こうして無事元気になってここに立てることに感謝をしながら、そしてこれからは、卑しい口を慎んで体調管理に気をつけたいと思っております。皆様には、どうかこれからも温かく御指導賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

最後の質問になりますが、この4年間の締めくくりとして、6月定例会でやり残した質問に加え、3点9項目について順次ただしてまいりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

まず1点目でございますが、連携中枢都市圏構想についてお尋ねいたします。

まず、改めてこの政策について触れたいと思います。

資料1にあるよう、連携中枢都市圏構想とは、国が平成26年度に制度化した新たな広域連携の仕組みで、人口減少、少子・高齢社会にあっても地域を活性化し、経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするために、地域において相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により経済成長の牽引、高次都市機能の集積・強化及び生活関連機能サービスの向上を行うことにより、人口減少、少子・高齢化社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する政策であるというふうにしております。

その要件といたしましては、1に政令指定都市または中核市であること、2といたしまして昼夜

人口比率がおおむね1以上であることとしております。

その内容といたしましては、地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする連携協約の制度を導入する。平成26・27年度は形成を推進するため、国費により21事業を支援する。平成28年度においても1.3億円を計上し、引き続き形成を促進する。平成27年度から地方交付税措置を講じて全国展開を図るとしております。

その手続としては、連携中枢都市宣言をした後に、連携協約の締結をし、次に都市圏ビジョンの策定をするというふうになっております。平成29年3月31日の時点では、全国で25市が宣言を行い、圏域の数は23圏域で、構成する市町村数は206というふうになっております。

この岐阜県においては、宣言の資格要件を有するのは岐阜市のみであり、圏域構成の要件を満たすこの自治体は6市6町で、そのうち4市4町が参加を表明したところであります。

資料2に移りますが、ここではこの構想の推進に向けた国の財政措置の概要がありますが、宣言都市、岐阜市でいうと普通交付税、特別交付税ともに数億程度の高額な措置がされますが、本市のような連携市町村では年間1,500万円の上限と、少額な措置にとどまります。

この政策については、ざっとこのような内容でございますが、今までの地域連携と大きく異なるのは、今までは平等な立場で一体としての圏域連携であったものが、岐阜市と構成市町がそれぞれ1対1で締結をするもので、対象市町のうち2市2町が参加を見送った、あるいは見合わせたようであります。

そこでまず1項目めでございますが、市長に、この連携中枢都市圏構想への見解や思いについてお伺いをいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問に対しての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、連携中枢都市圏構想への見解ということでお尋ねがございますので、お答え申し上げます。

今議会におきまして、連携中枢都市圏の形成に向けました連携協約を進めることに対し議決をいただいたところでございますが、この連携中枢都市圏構想を進める背景には、先ほど来お話にも出ておりますけれども、平成27年の国勢調査におきまして、初めて日本全体の人口が減少いたしました。今後、我が国におきましては、税収への影響に加え、少子・高齢化の進展、また公共施設の老朽化に伴う財政需要の増大など、自治体を取り巻く環境は大変厳しくなっていくことが想定されております。

また、国や県の厳しい財政状況を見ますと、補助金などによって国や県が基礎自治体を支援する、いわゆる垂直補完システムが難しくなっておりまして、そうした中で、本巣市を初めとする多くの自治体が、単独では全ての分野の行政サービスの維持・提供することが困難になるということが予想されております。我々基礎自治体は、人口減少を前提とした行政経営へと本格的に転換していく

必要があると考えております。

そこで、住民生活に最も身近で、通勤・通学や医療など、住民生活圏が重なり合う基礎自治体同士が助け合い、いわゆる水平連携・水平補完をすることによって、圏域住民の安全・安心な暮らしを維持しながら、地域の活力を高める取り組みを進めていくことは大変重要になってきております。

こうした広域連携を後押しする総務省の連携中枢都市圏構想につきましては、それぞれの市町の個性を生かしつつ、相互に協力して連携事業を進めることにより、魅力ある圏域を目指すものであり、本市といたしましても、連携中枢都市圏という今までにない広域連携の制度に近隣市町とともに取り組むことで、水平連携・水平補完によりまして、行政コストを縮減しつつ行政サービスの強化を図りながら、人口減少社会にあっても本巣市を含めた活力ある圏域づくりができるものと期待をいたしております。

本巣市といたしましては、今後、関係市町で検討されます圏域としての中・長期の将来像や、都市圏ビジョン、また取り組む事項を定めた連携協約に基づく事業ということを実施していくことで、各市町がお互いに地域の活力を維持し、魅力ある圏域が築けるよう、今後も連携を密にして進めてまいりたいというふうに考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

この施策については大きな期待をしているというようなことでありましたが、次に移りたいと思います。

2点目でございますが、まず資料の3を見ていただきますと、さきに連携協約の締結を行った2つの取り組み例がございます。

兵庫県の播磨圏域の経緯については、播磨広域連携協議会を構成する13市9町に新たな広域連携モデル構築事業への参加を呼びかけ、近隣の7市8町が参加、総務省、新たな広域連携モデル構築事業モデル都市に選定をされ、播磨圏域経済成長戦略会議等の開催を重ねて、平成27年4月には、連携する6市8町と連携協約の締結及び播磨圏域都市圏ビジョンの策定を行った。また、平成27年12月には、新たに赤穂市との連携協約の締結を行ったとしております。

この苦労した点につきましては、合併の前段階ではないのか、連携中枢都市のみが活性化するのではないかといった懸念から、連携に慎重な意見もあったが、実際に足を運んでの丁寧な説明などを粘り強く協議や説明を行うことで、圏域の実現につながったということでありませう。

また、自治体によっては1部署1担当が多岐にわたって事業を担当しており、具体の事業の打ち合わせにいつも同じ職員が来る事態を避けるために、特に経済関係の連携事業は、姫路市の各課で同じ日に打ち合わせ設定をして対応したということでありませう。

次に、岡山県の高梁川流域圏では、この経緯につきましては、高梁川流域は7世紀後半に吉備国を三分して設けられた備前、備中、備後のうち、備中国領域とほぼ圏域を同じにし、この流域圏は

13世紀以上を経ても地域間の強いつながりが引き継がれています。昭和29年3月には、高梁川流域連盟を設立、産業や文化、教育など流域全般の文化向上に寄与する取り組みを不断に推進、平成25年10月、60周年記念サミットを開催し、今後の流域活性化のため連携をより強固なものとし、まちづくりに係る課題解決に共同で取り組むことを宣言いたしました。

ここの苦勞した点につきましては、関係者に対し地方自治法に基づく新たな広域連携による連携中枢都市圏形成の必要性について理解を得るため、きめ細やかな説明を行うよう努めたとしております。

このように、条件をクリアし宣言をいたしました23圏域においては、過去の歴史的背景や、1対1の連携の疑問、さらには宣言都市のみが活性するのではないかという懸念もあり、慎重な意見が多かったということでもあります。この政策については見合わせた、あるいは見送った市町もたくさんあり、幾つかの問題点も指摘をされています。これには前身の地方中枢拠点都市圏構想、またそれ以前には、定住自立圏都市構想などを総務省は実施をしてきており、この構想に基づき中心市宣言をした中心市のうち、みずからが人口減になってしまった市が8割を超えており、必ずしも成功しているとは言えず、その具体的評価のないまま同様の仕組みであるこの構想の打ち出しには疑問があります。

また、中心となる市が宣言をして、その市と周辺の市町村が連携協約を結ぶといった行政間の取り決めをするという仕組みが、地方創生という経済的側面に具体的な効果を上げられるのかということについても疑問が残ります。特に、今はネット販売が浸透いたしまして、距離に関係なく物の購入が可能となったことから、果たして隣接する市と他の市町村が連携協約を結んだからといって、都市圏が発展するとは限らない心配もあります。

また、地方創生には、民間の活力が絶対に必要で、地域の民間の力、地域の共同体の力を発揮させるには、市町村が協約を結び、それを前提に地方交付税を配るといった方式では実現せず、この連携中枢都市圏構想たる政策は、逆効果の可能性もあります。むしろ国は、金融政策と規制緩和などの環境整備を行うべきとの意見もあります。

また、単純な意見といたしましては、宣言都市に構成市町の人やお金が集中してしまう懸念もあり、自治体連携のあり方を心配する声もあります。

そこで企画部長にお尋ねをいたしますが、本市が参加に至った経緯と、今後の進め方についてお聞きをいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えをさせていただきます。

まず、これまでの経緯についてでございますが、国の連携中枢都市圏構想や、それに伴う地方自治法の改正など、広域連携の動きが高まる中で、岐阜市とその周辺6市3町で構成をいたしており

まず岐阜地域広域圏協議会、この協議会におきまして、平成27年度から産業、福祉、教育、防災、公共交通、この5つの分野で広域的な課題を検討する協議組織が新設され、広域的に連携事業を実施するとともに、調査・研究を引き続いて行っているところでございます。

そうした取り組みの中、本年度に入りまして岐阜市より、国の連携中枢都市圏構想推進要綱に基づき、岐阜市が連携中枢都市となる連携中枢都市圏構想が明確に示され、本市は岐阜市に対し、通勤・通学割合が要件である10%を超える26.4%でありますことから、連携対象市といたしまして本年4月に岐阜市より連携中枢都市圏構想への参加の打診がございまして、以後、連携中枢都市圏構想について協議を進めてきたところでございます。

今後の進め方につきましては、参加を予定しております市町での連携協約の議決を受け、本年11月ごろに予定されております連携協約の締結後に、その連携協約を柱といたします圏域としての中・長期の将来像や、取り組む事項を定めた都市圏ビジョンが、岐阜市において今年度末の3月をめどに作成される予定でございます。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

はい。次に移ります。

この政策につきましては、今説明がありましたよう、本市は岐阜市と1対1の連携協約を締結しているわけでありますので、双方にとってウイン・ウインの関係でなければ、当然お互いにメリットはなく成立はしないということでございますが、私が思うに、わかりやすい事業として、本市ではうすずみ温泉があつて、通常850円の入浴料が市民特典で500円で入浴できます。また、樽見鉄道におきましては、シルバー特典として190円で樽見一大垣間を乗車することができます。岐阜市についても、向こうの市議に調べてもらいましたんですが、三田洞温泉やうかいミュージアム、そして科学館や歴史博物館などで岐阜市民の市民割引があります。これらを相互に割引することで市民にとってはサービスが向上し、双方の利用が拡大することによって互いの活性化につながります。

ここだけの話でございますが、何と言っても相手は人口40万人の大きなマーケットでありますので、こういった市民割引を適用し、樽見鉄道に乗って温泉へ来ていただければ、こんな効果の見えやすい事業はほかにはないというふうに思います。私が思う事業とは、こういったものを想定するわけでございますが、本市が思う具体的な事業や施策の策定について、お尋ねをいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、具体的な事業や施策の策定につきましてお答えをさせていただきます。

連携協約の内容であります経済成長の牽引、高次の都市機能の集積・強化、圏域全体の生活関連

機能サービスの向上、この3つの役割を柱といたしました連携協約の別表に掲げております取り組みの内容をもとに、都市圏ビジョンにより具体的な事業や施策を定めていくこととなります。

この都市圏ビジョンの策定に当たりましては、まずは岐阜市と連携市町である各市町それぞれの担当課が十分な協議を進める中で、ビジョンの素案が作成され、その後に岐阜市が開催するビジョン懇談会及びパブリックコメントなどによりまして、多くの関係者や市民からの意見を踏まえた上で、圏域として目指す姿を定めた都市圏ビジョンが策定されることとなります。

この都市圏ビジョンにつきましては、連携市町の関係者で構成するビジョン懇談会におきまして意見を聞きながら、毎年度、見直しを図っていくことになっております。

本市といたしましては、具体的な事業として進めるには、本市が提案する事業や、岐阜市が圏域として目指す事業など、都市圏ビジョンに記載された取り組む事項において、本市として連携できる事業、連携事業として本市としてメリットがある事業、またその逆のケースもございますが、そうした事業を取捨選択した上で、連携事業としていくための協議を行ってまいります。

いずれにいたしましても、具体的な取り組みにつきまして、お互いの意見や考え、アイデアを出し合い、調整・検討していくこととなりますが、本市にとって、この連携中枢都市圏構想の仕組みを活用し、魅力あるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

再質問したいと思いますが、今、答弁にありましたように、具体的な事業の中身についてはまだこれからということで理解すればいいと思いますが、先ほど私が提案したことは、ぜひ御検討いただきたいというふうに思います。

その中で、今答弁にありました都市圏ビジョンの策定に当たり、連携市町の関係者で構成するビジョン懇談会で、今後具体的な中身については進めていくということでありましたが、そのメンバー構成はどのようなものであるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（上谷政明君）

再質問がありますので、再答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

先ほど御答弁申し上げました中のビジョン懇談会につきましては、国の要綱の中に、関係者の意見を幅広く反映をさせるため、大学などの研究機関、産業、医療、福祉、教育、公共交通機関、地域のコミュニティー活動やNPO活動の関係者などを含めることが望ましいとされておりますことから、今後岐阜市において、主な分野をおおむね網羅するよう選考がされる予定でございます。今お聞きしておりますところの情報では、最大25名の委員により構成される予定であるというふうにお聞きしております。

本市を含めた参加市町からは、各市町の推薦を踏まえ、各市町2名を上限とするということで、この2名につきましても、岐阜市が選考をされるというふうに聞いております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

2点目の質問に移りたいと思います。

水道、農業集落排水、公共下水道事業の運営について御質問いたします。

これら3事業につきましては、私も所属する産業建設委員会でも取り上げてまいりましたが、なかなか一般質問への登壇機会のない三浦部長へ、この先、質問ができなくなるかもしれませんので、今回改めて取り上げさせていただきました。

我が国の下水道事業にはさまざまな事業形態がございますが、本市においては、旧町村時代より公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽の3本立てで地域の事情に合わせ整備をしてきたところでございます。整備が完了し10年以上経過した事業もある中、今年度当初予算を見ると、公共下水道の特別会計への繰出金が2億3,500万、農業集落排水事業特別会計へは4億7,900万が計上されており、水道事業会計へも3億6,700万が補助金として計上されております。また、本定例会へは、決算認定の議案が提案されておりますが、これを見ても同様に公共下水へ2億3,000万、農業集落排水へは4億7,800万、水道事業会計へは3億7,900万ものお金が一般会計から決算をされております。

このように、これら3事業の繰出金及び補助金の合計額は、一般会計158億7,000万円のうち10億8,100万円と6.8%にも上り、大きなウエートを占めております。こうした一般財源からの計上は、その負担を受けていない合併浄化槽で整備した家庭にとっては、納税の観点からも不公平で、本来正しくない運営が続けられているというふうに思います。

こういった観点から質問に入りますが、1項目め、この実態を比較する指標の一つとして、住みよさランキングというものがあります。本市はこのランキングで常に全国ベストテンに位置をし、私は以前にも、これを活用したPR作戦として庁舎に大きな幕を掲げてPRするといった提案をいたしました。ことしは14位とベストテン外になってしまったためか、まだ作品もなされておられません。この中に汚水処理接続率の項目があります。これを見ると、この快適度部門が594位と、全体の大きな妨げの原因となっております。これら3事業の加入率の現状についてお尋ねをいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 三浦剛君。

○上下水道部長（三浦 剛君）

それでは、御質問の水道事業、それから農業集落排水事業、公共下水道事業のそれぞれの加入率の現状についてお答えをさせていただきます。

平成28年度末の時点での、水道事業、農業集落排水事業、公共下水道事業の普及率及び加入率でございますが、まず上水道事業につきましては給水区域内人口が3万4,440人に対し、給水人口が3万2,226人ございまして、普及率は93.6%となっており、ここ10年間の推移を見ましても、ほぼ横ばいという状況でございます。

続きまして農業集落排水事業でございますが、市内11の施設の加入戸数は4,719戸、接続戸数は3,150戸で、接続率は66.8%となっており、昨年度より約1%の増ということでございます。

最後に公共下水道事業でございますが、加入戸数は2,772戸、接続戸数は2,090戸で接続率は75.4%となっております。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

再質問いたします。

今の答弁を聞きますと、特に農業集落排水が66%ぐらいということで低いようでございますが、これにつきましては、市内11施設の地域でやっておりますが、特にどこが低いのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（上谷政明君）

再質問がありますので、再答弁を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 三浦剛君。

○上下水道部長（三浦 剛君）

ただいまの御質問で、農業集落排水事業につきましてはですが、11の処理区のうちですが真正の処理区の接続率が一番低いということの状況になっております。平成28年度末の時点で50.1%ということでございます。

[4番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

今答弁にあったように、真正地区が50.1%と特に低いようでございますが、この真正公民館の信号のところには「住みよいまち、まず下水道から」とか「下水道みんなの力で育てよう」といった大きな看板がかけられておまして、当時この下水道事業の推進に尽力された姿がうかがうことができますが、現在の加入率を見ると半分ですよね。大変残念な結果となっております。これらを踏まえ、次の質問に移りたいと思います。

こういった事業の推進に当たっては、当然、当初必要となる設計費や建設費などは、原資がございませんので起債をし、加入率が上昇するのと平行してこれを返済しながら、何年かで完済し、加入がおおむね終了したときには、使用料収入で維持費を賄うといった中で計画が進められるものと

いうふうに理解をしております。

当初計画と運営の現状について、部長の見解を伺いたいと思います。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 三浦剛君。

○上下水道部長（三浦 剛君）

それでは、ただいまの御質問の当初の計画と運営の状況についての見解ということで、お答えさせていただきます。

まず水道事業につきましては、簡易水道事業を統合するために、平成27年9月に水道事業の認可申請を行っております。その中で、給水区域、給水人口及び給水水量の現状と推移、それから経常収支の概算などを算出して計画を立てており、計画給水人口は3万2,879人でございます。また、農業集落排水事業や公共下水道事業につきましても、それぞれの事業採択時に計画処理人口や概算費用などを算出しており、農業集落排水事業全体の計画処理人口は2万1,120人でございます。また、公共下水道事業全体の計画処理人口は8,700人となっております。

次に運営の状況でございますが、平成27年度分のそれぞれの事業におけます経営比較分析表を公表しておりますとおり、水道事業につきましては、類似団体と比較をしますと、管路更新率は高くなってございますが、その分借入金の負担が高くなってございます。また、一般会計補助金によりまして、減価償却費などの経費の一部が賄われているという状況でございます。農業集落排水事業や公共下水道事業につきましても同様でございます。収益的収支比率あるいは経費回収率が100%を下回っており、一般会計からの繰入金に依存する状況ということになってございます。

そういう状況でございますので、新たな投資の抑制などによります経費の縮減、それから接続率の向上、不明水の改善などを図りまして、なるべく一般会計の負担を抑えられるよう経営改善に努める必要があるというふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

再質問いたします。

今、いろんな努力をして一般会計からの支出を抑制するといったことではございましたが、先ほどの答弁で聞いた接続率で判断いたしますと、特別低い農業集落排水は別といたしまして、水道事業では93とか4とかの数字ですよ。にもかかわらず3億6,700万円ほどが補助金として計上されております。また公共下水道についても75%ほどの加入率で、現在でも2億3,500万が繰出金に計上されていることから、疑問に思うことは、例えば加入率が100%になったときの一般会計からの支出というものはどうなるのかということでもあります。当然こういった事業に当たっては、本来の形としては特別会計として独自で精算されるべきであり、当然、当初計画では独立運営をすることが

前提で計画をされたんだろうというふうに思います。それとも、最初からこの一般会計からの繰出金、補助金を当てに計画をされたのか、こういった点についてはいかがですか。お伺いします。

○議長（上谷政明君）

再質問の答弁を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 三浦剛君。

○上下水道部長（三浦 剛君）

それでは、ただいまの御質問でございますが、まず接続率が100%近くなったら繰出金がどうなるかということでございますけれども、一般会計からの繰り出しにつきましては、まず水道事業につきましては現在普及率93.6%ということでございますので、普及率は100%にかなり近いということで、多少率が上昇しても一般会計の補助金の金額には余り影響しないということは言えると思います。ただ、水道につきましては、合併後、主に簡易水道の統合事業を推進してきたわけございまして、ハード面の整備に重点的に投資をしてきたわけございまして、その投資した分だけ減価償却費の負担が重くなってきたということでございまして、現在の固定資産の減価償却費を料金収入では賄い切れていないという状況ということでございます。

公共下水につきましては、まだ25%近くの家帯が未接続ということでございます。これは農業集落も同様のことが言えるわけでございますけれども、料金収入が不足するという事は、下水の整備区域内にあって、未接続家帯の率が高いというのが一つの原因でございまして、接続率が上がれば収入はふえるということで、維持管理費の回収率が上がるということで、その分一般会計からの繰入金が少ない負担が少なくなるということでございます。

それから2つ目の当初の計画、独立採算で計画されていたはずなのに、当初計画はどうかというお話でございますが、水道事業につきましては27年9月の簡易水道統合時の水道事業認可申請では、平成25年度までの決算がベースとなっておりますため、他会計繰入金をある程度見込んだ収支計画というふうになっております。

また、平成16年の合併時の認可申請でございますが、真正と糸貫については既に上水でございまして、企業会計が適用されていたため、減価償却費を見込みまして、その内部留保資金で4条予算の資本的収支の不足の補填財源としまして、一般会計からの繰り入れは見込んでおりません。しかし、北部地域の簡易水道につきましては、法非適用でございましたので、建設改良費に起債や補助金を充てた残には市費が見込んであるということで、つまり3条予算での留保資金という考え方がないため、繰り入れを見込んでいるという状況でございます。

また、下水道事業の当初認可時の計画につきましては、ほとんどが合併前の旧町村のときに計画されたものでございますけれども、現在のように地方公営企業としての独立採算を前提に収支計画がなされていたということではなくて、建設事業費を補助金や起債で賄うという計画でございます。つまり、計画処理人口で施設規模が決定されるわけですが、その施設の建設事業費に対する財源を何で賄うかという、そのような計画が示されているということでございます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

3点目に移りたいと思いますが、全市共通の水道事業については別といたしまして、3本立てで進められております下水道においては、その維持費については補助のない合併浄化槽との公平性が保たれていないというふうに私は思います。何よりも一般会計を圧迫しているこの3事業につきましては、早急に対策を講じ、将来へ負担を先送りさせないことは我々の責務であるというふうに思います。今後の運営方針についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 三浦剛君。

○上下水道部長（三浦 剛君）

それでは、ただいまの今後の運営方針について回答させていただきます。

水道事業につきましては、平成28年4月に簡易水道事業を統合し上水道事業に一本化をしておりますので、平成28年度の水道事業会計の決算におきましては、簡易水道統合後の数値が判明いたしますので、今年度中に向こう10年間の経営戦略を策定いたしまして、施設の長寿命化、あるいは料金改正の検証を踏まえました経営改善を推進していくこととしております。

また、農業集落排水及び公共下水道事業につきましては、平成27年度に施設整備がおおむね完了いたしまして、平成28年度に経営戦略を策定いたしましたが、企業会計の適用の前であるため、減価償却費などが反映されておりませんので、平成32年度から予定をしております公営企業会計の導入に向けて、固定資産台帳の整備を行い、施設の維持管理が適正かつ計画的に行えるよう進めてまいりますとともに、接続率の低い地域におきましては、接続率向上のために引き続きPR活動を進めてまいります。

なお、公営企業会計導入にあわせて、料金体系の見直しや収支の改善につきましても検証を行いまして経営改善に努めてまいりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

この問題について3項目にわたって質問してきましたが、これら3事業につきましては今御答弁にありましたように、旧町村時代からおのおのがそれぞれの形態で整備をされてきており、合併したときにこれらが一つになったということで、現在の運営が続けられているところでございますが、今回の質問を通じて思うところは、まず収支に対する計画が十分ではなかったということ、そしてもう一点は、合併時の弊害で、サービスが一番高いところに合わせたということが、このような今の会計が続いているのではないかということでもあります。

私が思うに、やっぱり現在の一般会計からの11億もの支出というものは異常な額というふうに私は思います。早急に加入率を100%に近いものに目指して、次世代へ先送りをする事のない財政運営を行うということが我々の責務だというふうに思っておりますので、三浦部長の最後の御活躍と次の人への継承を願い、この質問は終わります。

最後3点目、町村合併の効果と課題について質問いたします。

平成11年から政府主導で推進された平成の町村合併は、地方分権の推進、少子・高齢化の進展、広域的な行政需要の増大、行政改革の促進を背景に進められてきました。政府が掲げたこの合併推進の目的は、地方分権に対応して基礎自治体の財政力を強化できるモータリゼーションの進展に伴う生活圏の広域化に対応できること、政令指定都市や中核市、特例市になれば、その権限が移譲されるということでありました。しかし、市町村側にとって特に影響が多かったのは、政府による合併特例債を中心とした手厚い財政支援と、同時期に進行した三位一体改革による地方交付税の大幅な削減でありました。

全国の市町村が3,300から1,700に半減したこの平成の大合併、そのピークから10年以上が過ぎました。合併に伴って削減されるはずだった自治体の地方交付税は、特例措置によって10年据え置かれてきましたが、その猶予期間が終了、既に本市においては平成26年から段階的に削減が始まっております。高齢化と人口減で悪化する自治体財政にとって大きな試練であります。本来ならこの猶予期間に効率化を進めておかなければならなかった行政システムであります。逆に合併特例債の乱発で箱物をふやすなど、体制も借金も膨らませているところが多くあります。

資料の4にありますよう、この合併1号となった兵庫県篠山市では、相次ぐ箱物建設で財政危機を迎え、今も後始末を続けております。また、広島県尾道市や徳島県海陽町では、役場がなくなった周辺部で商店街組合が解散するなど、にぎわいを失いました。現段階で合併による歳出削減効果は見込めず、行財政改革としては十分な成果を上げているとは言いがたいというふうにしております。

本市は、合併をして13年経過いたしました。合併直後の調整で在任特例で1年9カ月、そのまま残った議員はもちろん、初の選挙で当選した議員が、今、鏝本議員から高田議員まで私を含め5名おりますが、12年が過ぎようとしておりますが、特にこの12年を振り返ると、この前半は合併にかかわるさまざまな施策に時間を費やしてきたように思います。

本市の合併効果を検証し、今後の課題を精査して取り組むことで、その合併の効果の成果を上げたく、通告をした次第でございます。

まず1点目でございますが、合併効果について、わかりやすいその数字で確かめたいと思います。財政力指数、経常収支比率、人件費、公債費、扶助費など、それぞれの検証を部長にお願いしたいと思います。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それではお答えをいたします。

議員が申されましたとおり、平成の大合併、いわゆる市町村合併の必要性が叫ばれました背景といたしましては、少子・高齢化、人口減少が急速に進み、社会経済情勢が変化していく中で、公共サービスへのニーズが複雑・多様化することが見込まれ、その受け皿である基礎自治体、いわゆる市町村の行財政基盤の強化、適正な職員配置や公共施設の統廃合による行財政の効率化が求められてきたこととございます。

こうした中、本巢市は平成16年2月に合併をし、13年が経過したところとございますが、本市の合併後の各財政指標の推移といたしまして、まず財政力指数につきましては、合併初年度の平成16年度には0.69でありましたものが、平成20年度、21年度の0.77をピークに、平成28年度には0.63と下がってはおりますが、全国の類似団体と比較をいたしましても高い数値となっている状況でございます。この財政力指数は、普通交付税算定における基準財政収入額を基準財政需要額で除したものでありますが、この指標から合併効果を検証するには非常に不向きな指標であるというふうに考えております。

次に、経常収支比率でございますが、この比率につきましては、合併直後の平成16年度には85.9でありましたものが、平成24年度の73.6を経て、直近の平成28年度には82.5となっている状況であります。この経常収支比率につきましては、財政構造の弾力性を判断するための比率でございます。人件費、扶助費、公債費などの経常的に支出する経費に、地方税や地方交付税などの一般財源がどの程度充当されているかを見る指標であります。合併効果といった視点で見ますと、例えば町村長を初めとする非常勤特別職や議会議員、さらには職員も合併前より減少していることから、人件費が少なくなり、先ほど申しました分子である経常的な支出を下げてきた要因でもございます。しかしながら、近年の数値の上昇は、市税や普通交付税などの一般財源の減少に加え、公債費の増加などにより上昇したものでございますが、財政の硬直化を見きわめる重要な指標でもありますので、今後もその推移を注視していくことが必要であると考えております。

合併効果として最も顕著にあらわれておりますのが人件費でございます。平成16年度に人件費のトータルといたしまして約28億円でありましたものが、平成28年度には約23億円まで下がってきております。これは、先ほども触れましたが職員数の削減などによるものが主な要因となっております。

次に公債費につきましては、平成16年度には約19億円でありましたものが、平成28年度には約13億円と減少をしております。これは、合併以降、交付税措置のある有利な地方債の活用に加えまして、発行事業を厳選するなど地方債の発行抑制の取り組みによるものであるというふうに考えております。

最後に扶助費につきましては、平成16年度に約8億円とございましたものが、平成28年度には約20億円まで上昇しております。これは、合併時における調整による増といった要因は若干ありますものの、合併以後の生活保護費や児童手当などの社会保障制度そのものの制度拡充や、少子・高齢

化の進展による社会保障費の増によるものであり、今後も増加することが予想されている科目でございます。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

次に移ります。

この平成の大合併においては、新市町村建設計画の事業費といたしまして特例的に起債できる地方債として、国が返済の70%を負担し、合併から15年を発行期限とする合併特例債がございます。岐阜市では新庁舎の建設にこの特例債を充て、先日一般競争入札を行いました、応札がなく、来年1月の着工が困難となりました。岐阜市の合併特例債の発行期限は20年度のため、工事が21年度以降にずれ込んだ場合は、その分の事業債に充当できなくなります。合併特例債で約90億円を賄うことにしておりましたが、約60億円が充てられなくなるということでもあります。

本市においても発行期限が迫っており、その充当事業について注目がされます。本市において、この合併特例債の現状と地方交付税の見通しについてお伺いをいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それではお答えをいたします。

まず合併特例債につきましては、本市に認められました発行可能額、これが162億8,000万円でございます。これに対しまして、昨年度末までの発行額が約71億円ございまして、約44%の活用率という状況でございます。

この合併特例債は、議員も申されましたように交付税措置のある大変有利な地方債ではございますが、これまで、先ほど申しましたように発行する事業につきましては厳選をし、公債費負担への影響など、財政の健全性の維持にも配慮しながら活用してきたところでございます。

次に、今後の地方交付税の見通しということでございますが、まず地方交付税のこれまでの推移といたしましては、合併当初の平成16年度には約26億円の交付を受けまして、平成25年の約42億円をピークに、合併特例措置の縮減3年目となりました平成28年度は約39億円、今年度の交付決定額は、前年度より約1億円少ない37億5,830万円となっている状況でございます。この普通交付税の算定につきましては、合併後において、合併当初には見込むことができなかった市町村の姿の変化に対応した交付税算定といった新たな費用が必要額に算入されるなど、合併前に想定しておりました交付見込み額に比べ、増額となる普通交付税が措置されておりますが、今後は、縮減期間の途中でもあり、減少していく見込みだろうというふうに思っております。

地方交付税の増減につきましては、市の財政運営上、極めて大きな影響を与えますことから、今

後の国の地方財政措置の動向など注視をいたしまして、的確に対応してまいりたいと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

最後3点目に移りたいと思います。

まず資料5を見ていただきたいと思いますが、これは岩手県紫波町の取り組みでございますが、10年以上放置されていた町有地約10.7ヘクタールをPPP、公民連携の手法で整備し、人口3万4,000の町に年間80万人が訪れるようになったオガールプロジェクトでございます。中核施設のオガールプラザでは、情報交流館、子育て支援センター、民営の産直販売所、カフェ、居酒屋、医院、学習塾などで構成される官民複合施設で、入居テナントは県内の事業者、資金融資は東北銀行、建築材は県産材を使い、地元工務店が施工に携わった、まさに地産地消のプロジェクトであります。これは、2012年の6月の開業で14年の情報交流館の来場者が25万7,000人で、前年より4.3%の増、産直施設の売り上げは3億9,000万円で、これも前年同期を上回り、その勢いは開業して数年たった今も全く衰えておりません。オガールプラザとオガールベースを合わせて170人の雇用を生み出し、その成功事例として多くの視察が訪れているということでもあります。この施設の成功の要因は、組織体制、金融スキーム、集客戦略の3つの要素があると分析がされております。

また、青森県八戸市でも新たな文化施設、通称「はち」といいますが、これが2011年にオープンをいたしました。八戸の新たな魅力を発掘することを目的に、産業や人を含む地域資源に目を向けるといった新しい発想のもと、空洞化が進む中心市街地を活性化し、人の集まる空間を創造することで、まちの中心地のにぎわいをつくり出しております。

本市は、合併して13年が経過をいたしました。先ほどの質問にもありましたが、しかしながら、いまだに市民においても行政においても、また我々議員においても、旧町村の線引きをどこかで引いてしまうといった、まだまだ全市が一体となった、そういった感じには乏しい面があるということは否めません。また、ハード面においても、合併時からの懸案である、先ほどの鏗本議員の質問にもありましたが、庁舎統合もいまだに見えてきません。私から見ると、いまだに旧町村がただ一緒にっただけの、13年たった今でも仮の本巢市、暫定的なまちにしか見えません。高速道路が開通する将来の姿を想像し、未来に向け、まちの中心市街地を形成し、どっしり落ちついたまちの姿を私たちがつくっていくべきというふうに考えます。

3町1村が合併して誕生した本巢市の合併効果を最大限発揮するための今後の課題について、市長にお伺いをいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、町村合併の効果と課題ということでの、最後の、合併効果発揮への今後の課題ということでお答えを申し上げたいと思います。

先ほど、黒田議員のほうからもお話しございましたように、合併をいたしまして13年が経過をいたしておりますけれども、なお御指摘のとおり、市民の意識として旧市町村の意識というのがいまだ根強く存在しているということは事実でございます。また、合併をいたしましてから、この本巢市、大変いろんな課題も出てきております。合併前からそういうある程度の想定はできておったんですけれども、どうしても北と南のそれぞれの環境が大きく違ってきているということで、南北格差というものが年々大きくなってきている状況でございます。きのう、きょうと答弁の中でもお話し申し上げておりますように、特に北部地域におきましては、合併当初から1,000人以上の人口が減少してきておると、特にまた根尾地域におきましては、高齢化率がもう半分、51.7%というようなことになってきておまして、集落の存続そのものが危ぶまれるような地区が発生してきております。そういったことから、地域コミュニティの低下というようなことで、地域社会に大きな影響を及ぼし始めてきているということも、合併の負の部分が出てきております。

こうしたことにつきましては、きょうも御答弁等々で、きのう、きょうといろいろ答弁の中でもお答えしておりますように、かねてからこうした北部地域への対策ということには、南部の地域と比べて、できるだけ地域特性など生かしながら手厚くしていこうということで、いろいろと移住・定住の仕組みでございますとか、空き家バンクですとか、そういうようなこともしながら取り組んできたところでもございます。

今後、こうした合併以来、顕著になってきております南北の格差を少しでも解消していこうということで、今後とも、南部にはない、北部の地域にある資源特性をうまく使いながら、北部の地域コミュニティが維持できるように、そしてまた活性化を引き続き進めていきたいというふうに思っております。

こうしたものが多くありますけれども、今後の市全体の課題ということになってまいりますと、お話し申し上げておりますように、国全体の人口減少、いわゆる少子・高齢化と、人口減少に伴いましてこの地域の活力低下という大きな課題に、この本巢市全体も直面をしてきております。この社会情勢の流れに、本巢市もまさしく入ってきております。過日の平成27年の国勢調査におきまして、この本巢市の全体では初めて人口減という状況が出てきておまして、この人口減少というのは、これからも引き続き続いていくというふうに思っております。そういったことから、市におきましては、合併以来、先ほど来企画部長もお答え申し上げましたように、合併効果を最大限発揮するというところで行財政改革というのを積極的に進めてまいりまして、人員削減等々ということをやってきました。しかしまだまだ、やっておりますけれども、まだまだ道半ばのものがございます。今後も引き続きこうした行財政改革に努めて、諸経費の削減、また職員数の削減というようなこともやりながら、その中でただ減らすだけでなく、その中で質の高い行財政システムの構築を図っていくと、いわゆる量から質への転換ということも考えていかなければならないというふうに

思っております。

また、先ほどお答え申し上げましたように、合併によります財政支援措置というのが、だんだんと、この合併が終わってから13年たったということで、交付税、それから合併特例債等々の特例の措置がいよいよ終盤を迎えようとしてきております。そういったことで、財政的にも大変厳しい状況をこれから迎えようとしております。そうした中におきまして、これからの市民生活の安定・安心を最優先に考えた行政サービスというものを引き続きやっていかなければならないということも思っております。今後は、そういう限られた財源、そしてまた市民生活の行政サービスの向上と、継続、そして向上というようなことも考えていくとなりますと、できるだけ政策の中におきましても、いろいろなことをやるんじゃなくて、やっぱり選択と集中によります政策を展開するということによって、持続可能なこれからの行政経営をやっていきたいというふうに思っております。

また、財政的にも、また人口問題的にも大変厳しい状況が続くわけでございますけれども、そういった中にありましても、市民の皆様方の意識というのはそれに応じてなくなっていくわけではございません。これからもいろんな形で複雑・多様化する市民ニーズというのがこれからも出てくるということも思っております。そういうものにこれからも対応していこうとすると、行政だけでやっていくという時代は終わってくると。先ほど地域連携の岐阜市を中核とした広域連携の話などもありましたけれども、そういったいろんな連携をしながらやっていく行政システムを考えていかなければならないと思っておりますし、市民の中におきましては、行政だけではなくて、やはりこれからも市民の皆様方にもどんと市政に参加をしていただくと、いわゆる市民の皆様方が主体的に取り組んでいただくような政策、事業をこれから推進していかなければならないと思っております。こういったものに対してこれから財政支援などを行いながら、市と市民とが一体となって、このまちづくりというのを推進していくということに、これから積極的に取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

こうすることによりまして、先ほども冒頭に申し上げましたような、旧町村意識云々というようなところが薄れてくるんじゃないかと、市民の一体感・連帯感の醸成というものも、こういうことをやることによって図っていけるんじゃないだろうかというふうに思っております。今後もこういう市民協働の施策を市民と一緒に進めていくような形で少子・高齢化、人口減少のこの厳しい中、そしてまた財源が減っていく中で、積極的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、先ほどもちょっとお話がございましたけれども、合併時に残った課題というようなことで、統合庁舎の問題、いわゆる公共施設の整備・統合という課題がございます。これも今後やっていかなければならない重要な課題でございます。昨年、公共施設総合管理計画というものを98ほどの施設を対象に策定をさせていただきました。今年度は、これを踏まえまして、公共施設等の再配置計画というのを今年度やる予定にいたしております。その中には当然のことながら、先ほどの答弁の中でも申し上げましたけれども、庁舎の統合というようなことなども当然検討項目の中に入っております。分庁舎のあり方、そして統合庁舎のあり方なども公共施設の再配置計画の中で議論が進

めていけるんじゃないかと思っております。それにあわせて有識者会議などもやって、市民の意見も聞くことになっておりますので、そういった問答を重ね合わせながら、公共施設等の適正配置というものを今後進めてまいりたい。合併以来残っております、積み残しになっております課題を一つ一つ着実に解消していきたいというふうに思っております。

また、合併後の大変大きなインパクトになるかと思っております東海環状自動車道の整備というのが間近に迫ってきております。これは、できることによっては本巢市の都市構造というのは大きく変化をしてくるだろうというふうに思っていますし、また都市構造が大きく変化をするようにしていかなければならない、その波及効果をしっかりとし生かしていかなければ、何のための道路整備かというふうになりますので、そういったことをしっかりとやっていくということが今求められてきておりまして、こうした東海環状道路ができることによりまして、それに関連する道路整備ですとか、また企業誘致などを含めた商工業の振興というようなこともしっかりとやりながら、計画的なまちづくりの整備というのをやっていかなければならないと思っております。そのために、既に今着手いたしております都市計画マスタープランですとか、道路網の整備計画の見直しというようなこともやりながら、東海環状自動車道の整備を最大限に効果を生かしていくような政策を打ち出していきたくと思っております。その中で、いろいろとあちこちにあります土地などもうまく使いながら、市街地または商業地等々、また住宅地、いろんなそういう商工業を含めた都市の集積をできるような、そういうようなまちづくりができるように、今回は都市計画のマスタープランの中で打ち出していきたくというふうに思っております。

いずれにいたしましても、合併から13年が経過をいたしまして、社会情勢が著しく変貌する中におきまして、合併によりますスケールメリットを生かしつつ、今後も限られた経営資源、地域資源というものを活用しながら、合併以来、市が有します課題解決に向けまして、市民の皆様とお互いに知恵を出し合いながら、また手を携えながらまちづくりを推進していきたいと思っております。そして、いつも申し上げておりますように、これからも、このまちに住んでよかった、これからも住み続けたいと、そう思っていたいただけるようなまちづくりに、これからもまた積極的に取り組んでいきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

最後に、少しお話をさせていただきますが、我が国は、人口減少時代に突入をいたしました。限界集落といった言葉が生まれ、最近では、東京一極集中による半数の地方都市が消滅危機にあるとしたマスターレポートに衝撃を受けたのは記憶に新しいところでございます。

今、こういった人口減少に関する本がたくさんこういうふうに出ておりました。こっこの本を手に入れるには予約して10日もかかったほど、よくこういった本が売れております。一部を御紹介いたしますと、2020年には女性の半数が50歳を超える、2039年には火葬場が不足する、そして2040

年には自治体の半数が消滅するといった内容、現実が控えております。行政においては、破綻した夕張市では、税収たった8億円で毎年26億円を返済し、市の職員は年収ベースで4割が削減されております。そして島根県の益田市では、年間160万円の予算で全ての自治を委ねられ戸惑う住民の姿があります。これらは、将来図を正しく描けなかったリーダーの弊害が招いた現実であるとも言えます。そうはならないよう、新市であるこの本巢市も、まちの骨格をしっかりとつくること、例えば市の行政の基地となる庁舎の統合、新しい庁舎の建設、そして若い人や年老いた人、そしてスポーツの好きな人や本が好きな人、あらゆる人が集まってにぎわう、そういった中心市街地の空間、そういったものをつくることは、税収が少なくて厳しい現在ではございますが、本市の行政を担う市長であり我々議会の責務であるというようなことを私は真剣に考えております。こんなことをお伝えしたいと思います。

最後になりますが、4年間の大トリを務めさせていただきましたが、昨日は後藤議員、鶴飼議員よりお別れの言葉がございました。今回御勇退されます皆様方には本当に長い間御苦労さまでした。やんちゃで口が悪い私にも優しく接していただき、感謝を申し上げる次第であります。皆さんのこれまでの御活躍に敬意を表するとともに、末永い御壮健を心より御祈念を申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。御清聴ありがとうございました。

散会の宣告

○議長（上谷政明君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

9月7日木曜日午前9時から本会議を開会しますので御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさんでした。

傍聴の皆さん、最後までありがとうございました。

午後0時00分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 上 谷 政 明

署 名 議 員 大 西 徳 三 郎

署 名 議 員 鵜 飼 静 雄